

「仏暦二五五四年・外国人による事業支配の態様を有する行為の禁止事項規定についての国家ラジオ事業・テレビ事業及び通信事業委員会布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五五四年・外国人による事業支配の態様を有する行為の禁止事項規定についての
国家ラジオ事業・テレビ事業及び通信事業委員会布告

前文省略

第一項

本布告において、

「委員会（カナカマカーン）」とは、国家ラジオ事業・テレビ事業及び通信事業委員会を意味する。

「事務局長（レーカーティガーン）」とは、国家ラジオ事業・テレビ事業及び通信事業委員会事務局長を意味する。

「事務局（サムナックガーン）」とは、国家ラジオ事業・テレビ事業及び通信事業委員会事務局を意味する。

「外国人（コン・タンダーオ）」とは、仏暦二五四二年・外国人事業法令に基づく外国人を意味する。

「許可書（バイ・アヌヤート）」とは、仏暦二五四四年・通信事業法令に基づく通信事業許可書を意味する。

「禁止事項（コーハーム）」とは、本布告末尾のリストに掲げた指針に基づく外国人による事業支配の態様を有する行為の禁止事項を意味する。

「許可書申請人（プー・コーラップ・バイアヌヤート）」とは、自己のネットワークを有する第二種通信事業許可書の申請人、並びに第三種通信事業許可書の申請人を意味する。

「許可書取得人（プー・ラップ・バイアヌヤート）」とは、自己のネットワークを有する第二種通信事業許可書の取得人、並びに第三種通信事業許可書の取得人を意味するとともに、仏暦二五四四年通信事業法令に基づく自己のネットワークを有する第二種通信事業許可書の取得人、並びに第三種通信事業許可書の取得人と同様の権利・義務及び責任を有するところのタイ国通信公団またはタイ国電話公団から許可、事業権、契約を得た者も意味する。

「コントロール権限（アムナート・クワップクム）」とは、方針、経営、業務遂行、取締役の任命、上級経営者の任命、または許可書申請人もしくは許可書取得人の事業経営、通信事業の営業に対し影響する行為で、直接もしくは間接的にコントロールする権限、または権力を有することを意味する。

第二項

本布告は周波数配分並びにラジオ・テレビ事業及び通信事業監督機構についての法律、通信事業についての法律、または関係するその他の法律の規定下に通信事業を営む許可書申請人もしくは許可書取得人の事業に適用する。

ここに、タイ国が加盟国になっている、または義務を有する国際合意もしくは条約と相矛盾しない内容のみ適用する。

第三項

外国人が許可書申請人または許可書取得人の事業においてコントロール権限の半分以上を有する場合、本布告に基づく外国人による事業支配であるものとみなす。ただし別段の法律規定がある場合はその限りではない。

許可書申請人または許可書取得人の合法的な利益保護及び公平・公正のために、利害関係者からの訴えがあった時、ビジネス上一般に容認されている実践形態と一致した態様にある第一段に基づく外国人による事業支配に対し、委員会は本布告の全部もしくは一部の適用を免除することを検討することができる。ただし、ここにケースごとに事実関係及び適正を検討する。

第四項

許可書申請にあたって、許可書申請人は禁止事項を定め、当該法人の署名権限者による署名を付した当該禁止事項のいずれかに反しないことの保証とともに委員会に提出する。ここに、本布告で定めた原則、要件、方法に従う。

第五項

年次株主総会のあった日から30日以内に、許可書取得人は禁止事項を定め、または再検討を加え、当該法人の署名権限者による署名を付した当該禁止事項のいずれかに反しないことの保証とともに委員会に提出する。ここに、本布告で定めた原則、要件、方法に従う。

第一段に基づく禁止事項は許可書取得人の株主総会で承認を得ていなければならない。

許可書取得人は第一段に基づく禁止事項に違反する態様にある行為をなしてはならない、またはいずれかの者がなすことを容認してはならない。

許可書取得人は毎年、外国人による事業コントロール権限を有する状況及び地位について、第一段に基づく期間内に委員会に報告する義務を有する。ただし、ここに第一段に基づく禁止事項への違反を生じさせる高リスクを有する状況がある、または外国人による事業支配状況があれば委員会に直ちに報告し、防止もしくは解決策を提出する。

第六項

許可書申請人または許可書取得人が定めた禁止事項について、委員会が本布告で定めた原則に従っていないと判断すれば、委員会は許可書申請人または許可書取得人に対し、委員会が相当と判断したところに基づき説明する、追加の書類を送付する、禁止事項を改定する、もしくは何らかの遂行をさせることができる。

第七項

第五項第四段に基づく状況の報告があった、または許可書申請人もしくは許可書取得人に禁止事項への違反行為があった、もしくは本布告に定めた原則に基づく外国人による事業支配があった時、事務局長は直ちにこれを調査し、委員会に見解を提出する。

調査に資するため、第一段に基づく許可書申請人または許可書取得人は事務局長が通知したところに従い説明、情報提供、書類送付、もしくは協力しなければならない。

第八項

第七項に基づく状況または事実関係が禁止事項への違反ではない、または本布告で定めた原則に基づく外国人による事業支配ではないと委員会が判断した場合、

(一) 許可書申請人または許可書取得人が委員会への報告者である場合であれば、委員会は当該許可書申請人または許可書取得人に審査結果を通知する。この場合、委員会は許可書申請人または許可書取得人に対し、追加実行する何らかの要件もしくは原則を定めることもできる。

(二) その他の場合、委員会はその件の終結を命じる、または(一)に基づく手続きをとることもできる。

第九項

第七項に基づく状況または事実関係が禁止事項違反の態様にある、もしくは本布告で定めた原則に基づく外国人による事業支配の態様にあると委員会が判断した場合、委員会は以下の機関に意見を求める。

- (一) 国家安全保障会議
- (二) 警察庁
- (三) 国防省
- (四) 内務省
- (五) 法務省
- (六) 関係するその他の機関

ここに、安全保障、非常事態、戒厳令、法律執行、反テロリズム、資金洗浄または破産執行における公務に係る法律に基づく職員が、許可書申請人または許可書取得人の株主もしくは経営者である外国人が外国人による事業支配の状況にあり、国家安全保障もしくは公序良俗を害する、またはテロリズム、資金洗浄、麻薬もしくは人身売買に係る犯罪であるおそれがあることを委員会に通知した場合、その行為が王国内でなされたものか、国外でなされたものかを問わず、委員会は第一段に基づく手続きをとる。

第一〇項

第九項に基づく機関が当該行為が国家安全保障または公序良俗を害しないとの見解を示せば、委員会は第八項に基づく手続きをとる。

第一一項

第九項に基づく機関が、当該行為が国家安全保障または公序良俗を害するとの見解を示せば、委員会は以下の手続きをとる。

(一) 許可書申請人または許可書取得人が委員会に対し、許可書申請人または許可書取得人による禁止事項への違反が生じるリスクを報告し、本布告末尾に基づく禁止事項以外の追加措置を定めた場合であれば、委員会は許可書申請人または許可書取得人に対し1年以内の解決を命じる。

(二) 許可書申請人または許可書取得人が委員会に対し、許可書申請人または許可書取得人による(一)に基づく場合以外の他の禁止事項への違反が生じるリスクを報告した場合であれば、委員会は許可書申請人または許可書取得人に対し6か月以内の解決を命じる。

(三) その他の場合であれば、委員会は許可書申請人または許可書取得人に対し3か月以内の解決を命じる。

第一段に基づく命令において、委員会は許可書申請人または許可書取得人に対し相当の解決策を定める、もしくは許可書申請人または許可書取得人に対し、禁止事項への違反、または外国人による事業支配にあたる状況の解決策を提出させ、承認することもできる。

許可書申請人または許可書取得人は、禁止事項への違反もしくは外国人による事業支配の解決策の実施に係る情報を委員会に送る義務を有する。

第一二項

許可書申請人または許可書取得人が第四項、第六項、第八項もしくは第一一項に基づき是正しないのであれば、その許可書申請人または許可書取得人は法律の定めた資格を欠くものとみなし、委員会が許可書申請の却下、行政罰、許可書使用停止、もしくは許可書取り消しを命じる事由になるとみなす。

第一三項

許可書申請人または許可書取得人の解決策に基づく実施が支障なくなされたと委員会が判断した時、もしくは委員会が禁止事項への違反行為がもうないと事務局長の調査結果と同一の判断を下した時、委員会は以下の手続きをとる。

(一) 国家通信事業委員会布告に定められたところに基づき、その許可書申請人の申請を審査する。

(二) その許可書取得人に対し審査結果を知らせ、許可書使用停止中の場合であれば、許可書使用停止命令の廃止を命じる。

第一四項

本布告の施行日から180日以内に、許可書取得人、またはすでに許可書申請書を提出していた許可書申請人は、本布告で定めた原則、要件、方法に従い禁止事項を定め、委員会に提出する。

ここに、許可書取得人または許可書申請人が求めた場合、委員会は前段に基づく期間を180日を超えない範囲で延長することができる。

第一五項

毎年の三月までに、事務局長はコントロール権限または外国人による事業支配に係る報告書を作成し、委員会に提出する。

第一六項

本布告の施行日から90日以内に、事務局長は本布告に基づく実施指針を策定し、委員会に提出する。その指針には仏暦二五四八年・公衆からの意見聴取についての国家通信事業委員会規則で定められた原則に基づく公衆からの意見聴取の実施も含む。

第一七項

本布告は官報公示日の翌日から施行する。[注／官報公示日は二〇一一年八月三〇日]

* 末尾リスト (外国人支配とみなされる行為)

許可書申請人または許可書取得人の外国人による事業支配の態様を有する行為の禁止事項を定めるにあたっては、少なくとも以下に掲げたいずれかの状況もしくは事実関係の態様に基づく外国人による事業支配がないようにする保証とするための内容を有していなければならない。

(一) 外国人またはその代理人による直接的、間接的な許可書取得人の株式保有を通じての事業支配。

(二) ノミニー (名義貸し人／トアテン・チュード) を通じた外国人の株式保有、または本布告を回避するためのその他の態様での代理行為者の株式保有を通じた事業支配。

(三) 株式数の割合を超えて株主総会での決議における特別権利を有する株式、またはタイ国籍者の保有株式を超える特別権利を有する株式を外国人自ら保有する、もしくは外国人の代理人が保有することを通じた事業支配。

(四) 取締役または上級経営者の任命もしくはコントロールに外国人が関係することを通じた事業支配。

上級経営者とは、取締役会長、社長、部長、課長、調達部門の長、財務部門の長、または許可書申請人もしくは許可書取得人の事業経営事業経営もしくは通信事業でコントロー

ル権限または権力を有するその他の者を意味する。

(五) 借入保証、市場価格を下回る金利での貸付、ビジネス・リスク保証、または選択的な態様での信用供与など、外国人またはグループ法人からの資金源及び借入での法的関係を通じての事業支配。

(六) 外国人に費用及び報酬を移転することになる知的財産に係る契約、フランチャイズ契約、または外国人もしくはグループ法人に独占的な権利を付与する契約を通じての事業支配。

(七) 外国人に費用及び報酬を移転することになる外国人もしくはグループ法人、または外国人もしくはグループ法人の被雇用者、従業員との調達・雇用契約、または運営雇用契約を通じての事業支配。

(八) 外国人に費用及び報酬を移転することになる態様での事業コストの配分、もしくは分割のある外国人またはグループ法人との共同経営を通じての事業支配。

(九) 外国人またはグループ法人との価格移転、もしくは価格同意の態様における取引を通じての事業支配。

(一〇) 外国人または外国人の代理人が直接的、間接的に許可書取得人の事業におけるコントロール権限を有することになるその他の態様を通じた事業支配。

(おわり)